

新型インフルエンザ等発生に向けた準備状況等について

- 「新型インフルエンザ等発生時等における初動対処要領に基づき定める初動対処の具体の対応について」（令和5年10月27日内閣感染症危機管理監決裁）において、**平時における感染症対策物資等の準備は、感染症発生時に迅速な初動対処を行うための基盤をなすものであり、対策の大前提**とされているところ。
- このため、**以下の項目について定期的な把握を行い、必要な公表を行う**こととしているところ。
- 今般、**現時点におけるこれらの項目に係る準備状況と対応方針について、とりまとめ**を実施。

「新型インフルエンザ等発生時等における初動対処要領に基づき定める初動対処の具体の対応について」 IV 平時における準備状況の定期的な把握（概要）

〈具体的な項目〉

- 水際対策（検疫所）関係
 - ・ 感染症対策物資（サージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン等）の備蓄状況
 - ・ 検疫所が協定を締結している医療機関数、宿泊施設の室数、搬送機関数
 - ・ 検疫所における1日当たりの検査件数
- 都道府県等における検査実施能力の確保状況
- 国、都道府県等における感染症対策物資の備蓄・配置状況
- 都道府県等における医療機関及び宿泊施設の確保状況
- デジタル・システム（※）の準備状況
 - ※ 水際対策、ワクチン接種、感染症対策物資、医療提供体制、感染症発生動向等に係るシステム